

瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 2 1 号

瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道事業給水条例（昭和 3 5 年瀬戸市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 3 9 条 手数料は、次の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>1 0 条第 1 項の指定の更新をするとき。</u> <u>1 件につき 7, 0 0 0 円</u></p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(5) &lt;省略&gt;</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 4 2 条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令<u>第 6 条</u>に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 3 9 条 手数料は、次の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 4 2 条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令<u>第 4 条</u>に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。